

東大阪福障児第99号

令和2年4月8日

通所支援事業所 管理者様

東大阪市福祉部障害者支援室

障害児サービス課長

緊急事態宣言に伴う学校の臨時休業に関しての
障害児通所支援事業所の対応・取扱いについて

平素は、本市児童福祉行政にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、4月7日に政府により大阪府全域を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発せられました。現時点では、障害者施設（通所）等の使用制限（休業）の要請は行われておりませんが、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、家庭での保育等が可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすることとされております。また、別紙のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」（4月2日付事務連絡）が示されております。これらを踏まえ、本市における取扱いは下記の通りとなりますので、確認のうえ対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本取扱いについては、令和2年4月8日から緊急事態措置を実施すべき期間の終期までの暫定的な対応とし、対象者は東大阪市内で支給決定を受けている利用者に限ります。

記

1. 放課後等デイサービス等の提供を縮小する場合の取扱いについて

現在、感染予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から通所サービスの提供を縮小することについては、事業所ごとにご判断ください。その場合においても、必要な者に支援が提供されないということがないように十分ご留意ください。

通所サービス提供を縮小する場合でも、電話や訪問などにより児童の健康管理や相談支援等を行うことは重要となりますので、事業所ごとに個々の状況に応じた支援を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、これらの支援を実施した場合の報酬の取り扱いについては、次の条件を満たした場合は請求可能とします。その際も、学校の臨時休業期間中については学校休業日単価を用いて算定してください。

《請求が可能となる条件》

- ① 電話や訪問等での健康管理や相談支援等を行った場合でも、休業日単価を用いて通所サービスの提供を行った場合と同じ利用者負担額が発生することについて、保護者等への説明が事前になされ、同意が得られていること（保護者等の同意が得られない場合、もしくは単なる欠席の場合は算定不可）
- ② 支援等を行った記録を作成し、事業所内で保管すること（添付の様式3を使用・市への提出は不要）
- ③ 契約支給量内での実施・請求であること
- ④ 複数事業所において同一日利用がないこと
- ⑤ 市に報告書を提出すること（添付の様式2を使用し、翌月10日（休日の場合は翌開庁日）までに障害児サービス課宛てに郵送（必着）もしくは持参）

2. 放課後等デイサービスの提供が決定支給量を超える場合の取扱いについて

学校の臨時休業の影響により通所日数が増加し、支給量増が見込まれる利用者については、23日を限度として利用を可能とします。その場合も、学校の臨時休業期間中については学校休業日単価を用いての請求が可能です。支給量増が見込まれる利用者につきましては、事業所より障害児サービス課まで、①受給者番号 ②現在の支給量 ③増加予定の支給量を電話にてご連絡下さい。

以上につきまして、ご質問等ございましたら、お手数ですが問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先・提出先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 福祉部 障害者支援室

障害児サービス課

TEL 06-4309-3248 FAX 06-4309-3813